

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門二丁目2番1号
日本たばこ産業株式会社
代表取締役社長 木 村 宏

第24回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第24回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成21年6月22日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますか、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<http://www.evotote.jp/>）より平成21年6月22日（月曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------------|---|
| 1. 日 時 | 平成21年6月23日（火曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都港区芝公園三丁目3番1号
東京プリンスホテル |
| 3. 目 的 事 項
報 告 事 項 | 1. 第24期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第24期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）計算書類の内容報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役1名選任の件 |

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.jti.co.jp/>）に掲載させていただきます。

4. その他の招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書用紙の返送による方法とインターネットによる方法の双方で議決権を行使された場合はインターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットによって複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。

以 上

[議決権の行使についてのご案内]

1. 郵送による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

2. インターネットによる議決権の行使

パソコンから議決権行使ウェブサイト (<http://www.evote.jp/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って、賛否をご入力ください。なお、インターネットによる議決権行使に際しては、同封の「インターネットによる議決権行使のご案内」をお読みくださいますようお願い申し上げます。

3. 当社は、株式会社ICJが運営する電磁的方法による議決権行使に関するシステム（議決権電子行使プラットフォーム）に参加いたしております。

(添付書類)

事業報告

(自 平成20年4月1日)
(至 平成21年3月31日)

I. 企業集団（当社グループ）の現況に関する事項

1. 企業集団の事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、下半期に入り、世界的な金融危機が実体経済へ波及する中、米国、欧州はもとより、アジアにおいても景気の後退が深刻化しました。わが国の経済につきましても、世界的な景気後退の影響が波及し、企業収益の大幅な減少や雇用情勢の急速な悪化等、厳しい状況となっております。

このような状況のもと、国内たばこ事業につきましては、国内市場における総需要の減少、競合他社との競争激化により、事業環境は一層厳しさを増しております。当社といたしましては、トップライン成長に向けて、既存ブランドの必要な刷新・強化に加え、効果的な新製品の投入を行うとともに、生産性の向上につきましても、不断の取り組みを行っております。海外たばこ事業につきましては、トップライン成長に努め、当社グループの利益成長の牽引役としての役割をさらに拡大させております。また、Gallaherとの事業統合において、トップラインシナジーの追求に取り組むとともに、コストダウンシナジーの創出に向けた取り組みも着実に進めております。医薬事業につきましては、将来における柱事業を目指し、事業価値増大の早期実現に向け、臨床開発品の着実なステージアップと研究開発パイプラインの充実に努めております。また、導出・導入機会の戦略的な探索にも引き続き取り組んでおります。食品事業につきましては、当社グループの柱事業として、飲料事業、加工食品事業、調味料事業の3分野に注力しており、最高水準の安全管理に向けた取り組みを推進するとともに、将来の成長に向けた事業基盤のさらなる強化に努めております。

以上の結果、当連結会計年度の業績は以下のとおりとなりました。

売上高	6兆8,323億円（前年度比 6.6%増）
営業利益	3,638億円（前年度比 15.5%減）
経常利益	3,075億円（前年度比 15.2%減）
当期純利益	1,234億円（前年度比 48.3%減）

※海外たばこ事業に区分した連結子会社の決算日は12月31日であり、平成20年1～12月の業績を当連結会計年度の業績としております。平成19年4月18日に買収を完了したGallaherの前年度の業績につきましては、8.4ヶ月分の業績を含めております。

事業別の概況

国内たばこ事業

国内たばこ事業につきましては、当社グループの利益創出の中核として位置づけております。国内市場における総需要の減少、競合他社との競争激化により、事業環境は一層厳しさを増しております。当社といたしましては、トップライン成長に向けて、既存ブランドの必要な刷新・強化に加え、効果的な新製品の投入を行うとともに、生産性の向上につきましても、不断の取り組みを行っております。なお、業界各団体と共に進めてまいりました成人識別自動販売機の導入につきましては、平成20年3月よりエリア別に順次稼働を開始し、7月に全国稼働しております。

当連結会計年度においては、中核ブランドであるマイルドセブン・ファミリーを中心に既存ブランドの育成や新製品投入に注力し、ブランド価値の向上に努めました。具体的には、前年度から取り組んでいるマイルドセブン・ファミリーのキャンペーンを引き続き実施するとともに、平成21年2月に発売40周年を迎えた「セブンスター」のキャンペーンを実施する等、積極的な販売促進活動を行っております。新製品については、「ピアニッシモ・フラン・メンソール・ワン」（D-spec製品）、「セーラム・アラスカ・メンソール」、「セブンスター・ブラック・インパクト」等を発売いたしました。また、地域別に順次発売していた「マイルドセブン・インパクト・ワン・100's・ボックス」を全国発売し、地域限定で発売していた「セブンスター・ライト・メンソール」を全国拡販しております。加えて、セブンスター・ファミリーの一部製品について、デザイン及び名称等を変更するとともに、マイルドセブン・ファミリーのメンソール製品2銘柄について「アクア・メンソール」を製品名に組み入れ、デザインを変更しております。

なお、地域限定で販売していた「キャビン・ローストブレンド・100's・ボックス」を平成21年4月上旬より全国拡販しており、6月上旬より「マイルドセブン・100's・ボックス」及び「マイルドセブン・ライト・100's・ボックス」を全国発売する予定です。

当連結会計年度における紙巻たばこの販売数量は、総需要の減少により、前年度に対し78億本減少し、1,599億本（注）（前年度比4.7%減）となりました。シェアについては、積極的な販売促進活動の実施や新製品の投入等により、65.1%（前年度比0.2ポイント増）となり、2期連続でのシェア増加を達成しました。また、千本当税抜売上高は4,057円となりました。

この結果、売上高は、販売数量の減少により、前年度比1,619億円減収の3兆2,004億円（前年度比4.8%減）、営業利益は、販売数量の減少に加え、販売促進費の増加等により、前年度比340億円減益の1,882億円（前年度比15.3%減）となりました。

（注）国内たばこ事業の販売数量には、当該数値の他に、国内免税市場及び当社の中国事業部管轄の中国・香港・マカオ市場の当連結会計年度における販売数量36億本があります。

海外たばこ事業

海外たばこ事業につきましては、トップライン成長に努め、当社グループの利益成長の牽引役としての役割をさらに拡大させております。また、Gallaherとの事業統合において、トップラインシナジーの追求に取り組むとともに、コストダウンシナジーの創出に向けた取り組みも着実に進めております。

また、ブランド・ポートフォリオの根幹を支える「ウinston」「キャメル」「マイルドセブン」「ベンソン・アンド・ヘッジス」「シルクカット」「LD」「ソプラニー」「グラマー」の8ブランドをグローバル・フラッグシップ・ブランド（以下「GFB」）とし、これらGFBを中心に、トップライン成長の機会を積極的に追求しております。

当連結会計年度における紙巻たばこの販売数量は、「ウinston」がロシア、トルコ、ウクライナ、スペインで、「キャメル」がイタリア、ロシア、スペインで、「マイルドセブン」が韓国、台湾、ロシア、マレーシアで順調に伸びていること等により、前年度に対し667億本増加し、4,523億本（前年度比17.3%増）となりました。なお、GFBの販売数量は、2,455億本となりました。

この結果、販売数量の増加及びGallagher業績の通期化寄与により、売上高は、前年度比4,783億円増収の3兆1,183億円（前年度比18.1%増）、営業利益は、のれん償却費用の計上により、前年度比305億円減益の1,747億円（前年度比14.9%減）となりました。

※当連結会計年度の為替レートにつきましては1 USドル=103.48円、前年度の為替レートにつきましては1 USドル=117.85円です。

医薬事業

医薬事業につきましては、将来における柱事業を目指し、事業価値増大の早期実現に向け、臨床開発品の着実なステージアップと研究開発パイプラインの充実に努めております。

開発状況としましては、肥満症治療薬「JTT-553」、C型肝炎治療薬「JTK-652」、高尿酸血症治療薬「JTT-552」、糖尿病治療薬「JTT-651」の開発を中止しましたが、抗HIV薬「JTK-656」、高リン血症治療薬「JTT-751」の臨床試験段階への移行により、自社開発品9品目が臨床試験の段階にあります。

また、導出・導入機会の戦略的な探索にも引き続き取り組んでおります。平成20年9月には、当社が開発を進めてきた経口骨粗鬆症治療薬「JTT-305」について、日本を除く全世界での独占的開発・商業化権を米国メルク社へ導出することに関するライセンス契約を締結いたしました。

子会社鳥居薬品(株)につきましては、抗HIV薬「ツルバダ錠」、尋常性乾癬治療剤「ドボネックス軟膏」、外用抗真菌薬「ゼフナート」及び外用副腎皮質ホルモン剤「アンテベート」等の売上高は伸張しましたが、肝臓疾患用剤・アレルギー用薬「強力ネオミノファーゲンシー」の販売を平成20年3月末で終了したこと及び平成20年4月より実施の薬価改定や後発医薬品の使用促進策の影響により蛋白分解酵素阻害剤「注射用フサン」の売上高が減少したことから減収となりました。なお、東レ(株)と当社及び鳥居薬品(株)が、3社で共同開発し、東レ(株)が平成21年1月に国内における製造販売承認を取得した、血液透析患者における経口そう痒症改善剤「レミッチカプセル」について、平成21年3月より鳥居薬品(株)が販売を開始いたしました。

この結果、鳥居薬品(株)における減収等があったものの、経口骨粗鬆症治療薬「JTT-305」の導出一時金収入及び平成16年10月にロシュ社へ導出した脂質異常症治療薬「JTT-705」の開発の進展に伴うマイルストーン収入等により、売上高は前年同期比76億円増収の567億円（前年度比15.7%増）、営業利益は10億円（前年度は96億円の営業損失）となりました。

食品事業

食品事業につきましては、当社グループの柱事業として、飲料事業、加工食品事業、調味料事業の3分野に注力しており、最高水準の安全管理に向けた取り組みを推進するとともに、将来の成長に向けた事業基盤のさらなる強化に努めております。

飲料事業におきましては、自動販売機オペレーターである子会社㈱ジャパンビバレッジを中心とした着実な拡大を図るとともに、基幹ブランドである「ルーツ」を中心に、差別化を徹底的に追求した新製品等を積極的に開発・投入いたしました。

加工食品事業におきましては、農薬混入事件等の影響により冷凍食品の販売が低迷しました。当社グループとしましては、安全管理の徹底・改善をグループ一丸となって推し進めており、国内及び中国の検査センターでの輸入冷凍食品の農薬検査の実施や、原材料情報等の積極的な開示等に取り組むとともに、当社の「食の安全に関するアドバイザー」である外部専門家からの助言を得て、一層の食の安全性の確立に取り組み、お客様からの信頼を得ることができるよう努めております。

調味料事業におきましては、当社独自の技術を活用した高核酸酵母エキス等の天然調味料の開発・販路拡大に取り組むとともに、平成20年4月に子会社とした富士食品工業㈱との間での原料調達、製造、販売における経営資源の相互補完的な活用を通じて、さらなる基盤強化に努めております。

また、加工食品事業及び調味料事業につきましては、子会社㈱加ト吉を中心とした事業推進体制への再編を実行し、品質管理、研究開発並びに調達から販売までの各機能を集約・統合いたしました。加えて、中核分野に注力するための必要な取り組みを進めており、事業基盤のさらなる強化に努めております。

この結果、売上高は、加工食品事業における農薬混入事件等の影響に伴う売上の減少、飲料事業における天候影響及び競争激化に伴う売上の減少に加えて、昨今の急激な景気後退による消費低迷の影響を受けたものの、加ト吉グループの連結等により、前年度比995億円増収の4,359億円（前年度比29.6%増）となりました。一方、利益面については、経費の増加、原材料価格の高騰及び加ト吉グループ連結に伴うのれん償却の影響等により、営業損失は114億円（前年度は6億円の営業利益）となりました。

その他事業

その他事業につきましては、売上高は前年度比11億円減収の207億円（前

年度比5.1%減)、営業利益は、前年度比7億円減益の96億円(前年度比7.2%減)となりました。

2. 企業集団の設備投資の状況

当連結会計年度において、当社グループでは、全体で1,342億円の設備投資を実施しました。国内たばこ事業につきましては、製品製造工程の合理化、製品多様化に対応した需給対応機能の強化、新製品対応等に伴う投資を中心に465億円の設備投資を行いました。海外たばこ事業につきましては、生産能力増強等のため597億円の設備投資を行いました。医薬事業につきましては、生産・研究設備の充実等のため34億円の設備投資を行いました。食品事業につきましては、生産・営業設備の強化等のため232億円の設備投資を行いました。その他事業につきましては、11億円の設備投資を行いました。

3. 企業集団の資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

4. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社は、平成20年7月1日、当社の加工食品事業及び調味料事業を子会社である株式会社加ト吉に譲渡するとともに、ジェイティフーズ株式会社を含む加工食品事業及び調味料事業の関連子会社株式を株式会社加ト吉に譲渡いたしました。なお、飲料事業については、引き続き商品開発等のメーカー機能を当社が担い、販売機能を担っていたジェイティフーズ株式会社の飲料事業を、新設のジェイティ飲料株式会社に譲渡いたしました。

5. 他の会社の事業の譲受けの状況

特記すべき事項はありません。

6. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特記すべき事項はありません。

7. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

特記すべき事項はありません。

8. 財産及び損益の状況の推移

(1) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第21期 (平成17年度)	第22期 (平成18年度)	第23期 (平成19年度)	第24期 (平成20年度)
売 上 高 (百万円)	4,637,657	4,769,387	6,409,726	6,832,307
経 常 利 益 (百万円)	297,842	312,044	362,681	307,586
当期純利益 (百万円)	201,542	210,772	238,702	123,400
1株当たり当期純利益(円)	105,084	22,001	24,916	12,880
総 資 産 (百万円)	3,037,378	3,364,663	5,087,214	3,879,803
純 資 産 (百万円)	1,762,511	2,024,615	2,154,629	1,624,288

- (注) 1. 第22期から、純資産額の算定にあたっては、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
2. 平成18年4月1日付をもって、1株につき5株の割合で株式を分割いたしました。

(2) 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第21期 (平成17年度)	第22期 (平成18年度)	第23期 (平成19年度)	第24期 (平成20年度)
売 上 高 (百万円)	2,370,645	2,330,453	2,302,704	2,173,552
経 常 利 益 (百万円)	192,830	189,730	177,757	160,200
当期純利益 (百万円)	126,268	132,456	131,145	89,637
1株当たり当期純利益(円)	65,839	13,826	13,689	9,356
総 資 産 (百万円)	2,410,096	2,561,865	2,902,509	2,857,330
純 資 産 (百万円)	1,643,098	1,753,067	1,816,727	1,845,443

- (注) 1. 第22期から、純資産額の算定にあたっては、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
2. 平成18年4月1日付をもって、1株につき5株の割合で株式を分割いたしました。

9. 企業集団が対処すべき課題

当社は、長期的に目指す企業像である「JTグループならではの多様な価値をお客様に提供するグローバル成長企業」の実現に向け、これまで推進してきた戦略を継承し、さらに発展させるため、平成23年度までの3年間についての中期経営計画「JT-11」を策定いたしました。

「JT-11」では、「今後想定される様々な環境変化を見据え、将来に亘る持続的な成長を可能とするために、将来に向けた投資と不断の業務改善の実践を通じ、力強い事業モメンタムを確たるものにしていく」ことをテーマとしております。

国内たばこ事業につきましては、当社グループの利益創出の中核と位置づけております。国内市場における総需要の減少により、競合他社との競争は今後さらに激化する見通しであり、当社といたしましては、環境変化を見据え、主要ブランドを中心にブランド・エクイティの維持、向上に努め、強靱なブランド・ポートフォリオの構築に努めるとともに、重要販路における露出強化、営業力・組織力の強化に取り組み、競合他社との競争優位性を確保してまいります。加えて、お客様満足度の最大化に向けた付加価値、品質のさらなる向上に向けた取り組みも実施してまいります。また、不確実性の高い事業環境に適応可能かつコスト効率性の高い事業運営体制の構築に努めてまいります。なお、たばこを吸われる方と吸われない方の協調ある共存社会実現に向けた取り組みも引き続き実施してまいります。

海外たばこ事業につきましては、当社グループの利益成長の牽引役としての役割を果たし続けるべく、GFBへの継続的集中、卓越したブランドの構築及び育成による販売数量の伸張と単価の改善による質の高いトップライン成長の実現に取り組んでまいります。併せて、将来性のある市場の育成を含め、収益基盤の拡充を図るとともに、さらなる事業基盤の強化に向けた積極的な投資を実施してまいります。

また、世界保健機関（WHO）による「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」、欧州連合（EU）及びその他各国におけるたばこに対する諸規制の動きに対しましても、引き続き適切な対応を図ってまいります。

医薬事業につきましては、後期開発品の充実、研究開発パイプラインの強化に注力し、引き続き、国際的に通用する特色ある研究開発主導型事業の構築、オリジナル新薬を通じての存在感の確保に努めてまいります。このため、後期開発を含む臨床開発力の強化、創薬研究力のさらなる向上に努めるとともに、早期の事業価値実現に向けた、戦略的な導出入機会探索及び提携先との連携強化についても取り組んでまいります。

食品事業につきましては、飲料事業、加工食品事業、調味料事業の3分野に注力し、最高水準の安全管理に向けた取り組みを推進するとともに、将来の飛躍的な成長に向けた事業基盤のさらなる強化を図ってまいります。飲料事業につきましては、基幹ブランド「ルーツ」のさらなる強化や効率性の追求による強固な収益基盤の確立に努めてまいります。加工食品事業及び調味料事業につきましては、加ト吉グループにおいて、統合シナジーの追求、注力分野への戦力の集中及び一体感のさらなる醸成を図ることで、事業基盤の強化に努めてまいります。

環境保全活動や社会貢献活動につきましても、当社グループが事業活動を行うすべての国や地域において、企業活動と環境との調和を図り、社会と共生する「良き企業市民」を目指す観点から、環境負荷低減、地域貢献活動、植林／森林保全活動、青少年育成活動等に積極的に取り組んでまいります。

配当につきましては、中長期的な成長戦略の実施状況及び連結業績見通しを踏まえつつ、資本市場における競争力ある株主還元を目指すことを基本方針とし、中期的には連結配当性向30%（のれんの償却影響を除く）を目指し、引き続き安定的・継続的に配当の向上に努めてまいります。なお、経営の選択肢拡大に向けた自己株式の取得につきましては、経営上の必要性や市場動向等を踏まえたうえで、判断してまいります。さらに、より迅速かつ高品質の意思決定、業務執行の実現に向け、引き続きコーポレート・ガバナンスの強化につきましても取り組んでまいります。

以上を踏まえ、今後想定される様々な環境変化を見据え、将来に亘る持続的な成長を可能とするために、将来に向けた投資と不断の業務改善の実践を通じ、力強い事業モメンタムを確たるものにしていくことにより、「JTグループならではの多様な価値をお客様に提供するグローバル成長企業」の実現に向け取り組んでまいります。

10. 企業集団の主要な事業内容

区 分	主 な 内 容
たばこ事業	マイルドセブン、セブンスター、ウィンストン、キャメル等を中心とするたばこ製品の製造、販売
医薬事業	医療用医薬品の研究開発、製造、販売
食品事業	清涼飲料水、加工食品、調味料の製造、販売
その他事業	不動産等の各事業

11. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主な事業内容
TSネットワーク株式会社	百万円 460	% 74.5	たばこ製品の配送
日本フィルター工業株式会社	百万円 461	86.8	たばこ製品用フィルターの製造、販売
JT International S.A.	千スイスフラン 1,215,425	(100.0)	たばこ製品の製造、販売
Gallaher Ltd.	千スターリング・ポンド 170,696	(100.0)	たばこ製品の製造、販売
鳥居薬品株式会社	百万円 5,190	53.5	医薬品の製造、販売
株式会社加ト吉	百万円 47,502	100.0	加工食品の製造、販売
ジェイティ飲料株式会社	百万円 90	100.0	清涼飲料水の販売
株式会社ジャパンビバレッジ	百万円 10,471	66.7	自動販売機による清涼飲料水の販売
ジェイティ不動産株式会社	百万円 450	100.0	不動産施設の賃貸
株式会社ジェイティ財務サービス	百万円 160	100.0	各種機器のリース、当社グループ内金融

- (注) 1. 出資比率欄の()内の数字は、間接所有割合を示しております。
2. ジェイティフーズ株式会社については、当連結会計年度から重要な子会社から除外いたしました。
3. ジェイティ飲料株式会社については、当連結会計年度から重要な子会社に加えられました。
4. 上記の重要な子会社10社を含む当連結会計年度の連結子会社は274社、持分法適用会社は22社であります。また、当連結会計年度の売上高は、6兆8,323億円(前年度比6.6%増)、当期純利益は1,234億円(前年度比48.3%減)となりました。

12. 企業集団の主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
シンジケートローン	百万円 233,104

(注) シンジケートローンはCitigroup Global Markets Ltd.、ING Bank N.V.及びThe Royal Bank of Scotland Plcを共同アレンジャーとする12銀行からなる協調融資によるものです。

13. 企業集団の主要な営業所及び工場

(1) 当社

本 社：東京都港区虎ノ門二丁目2番1号

支 店：北海道支店（北海道） 仙台支店（宮城県） 東京支店（東京都）
名古屋支店（愛知県） 大阪支店（大阪府） 広島支店（広島県）
四国支店（香川県） 福岡支店（福岡県） その他17支店

工 場：北関東工場（栃木県） 東海工場（静岡県） 関西工場（京都府）
九州工場（福岡県） その他9工場

研 究 所：葉たばこ研究所（栃木県） たばこ中央研究所（神奈川県）
医薬総合研究所（大阪府）

(注) 平成21年3月末に金沢工場の廃止を行いました。

(2) 子会社

TSネットワーク株式会社 : 本 社（東京 都）
日本フィルター工業株式会社 : 本 社（東京 都）
JT International S.A. : 本 社（スイ ス）
Gallaher Ltd. : 本 社（イギリス）
鳥居薬品株式会社 : 本 社（東京 都）
株式会社社ト吉 : 本 社（香川 県）
ジェイティ飲料株式会社 : 本 社（東京 都）
株式会社ジャパンビバレッジ : 本 社（東京 都）
ジェイティ不動産株式会社 : 本 社（東京 都）
株式会社ジェイティ財務サービス : 本 社（東京 都）

14. 従業員の状況

(1) 企業集団の従業員の状況

区 分	従 業 員 数
国 内 た ば こ 事 業	11,281名
海 外 た ば こ 事 業	23,227名
医 薬 事 業	1,616名
食 品 事 業	10,975名
そ の 他 事 業	429名
当 社 の 全 社 共 通 業 務	449名
合 計	47,977名

(注) 上記従業員数は、就業人員数で記載しております。

(2) 当社の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
男 性	7,949名	75名減	43.2歳	22.1年
女 性	959名	16名減	38.0歳	17.1年
合計又は平均	8,908名	91名減	42.6歳	21.6年

(注) 上記従業員数は、就業人員数で記載しております。

II. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 40,000,000株
2. 発行済株式の総数 10,000,000株（自己株式 419,920株）
3. 株主数 62,931名
4. 大株主

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
財 務 大 臣	株 5,001,390	% 50.01
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口）	266,683	2.67
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口4G）	258,891	2.59
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	212,913	2.13
ステートストリートバンク アンドトラストカンパニー505223	171,774	1.72
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	169,000	1.69
ステートストリートバンク アンドトラストカンパニー	130,567	1.31
ドイチェバンクアーゲーロンドン ビービーノトリティークライアーツ613	124,737	1.25
ザチェースマンハッタンバンクエヌエイ ロンドンエスエルオムニバスアカウント	123,711	1.24
ザチェースマンハッタンバンク385036	72,215	0.72

- (注) 1. 当社は、自己株式419,920株を保有しておりますが、上記表から除外しております。
2. 当社の自己株式を除く発行済株式の総数（9,580,080株）の10分の1以上を保有する株主は財務大臣のみであり、その自己株式を除く発行済株式の総数に対する出資比率は52.21%であります。

Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当該事業年度末日における新株予約権の総数等

(1) 新株予約権の総数

973個

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

普通株式973株（新株予約権1個につき1株）

2. 当該事業年度末日における当社の会社役員が保有する新株予約権の状況

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

普通株式531株（新株予約権1個につき1株）

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1株当たり1円

(3) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとします。

(4) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した場合に限り、新株予約権を行使できるものとします。

(5) 当社の会社役員保有状況

区分	発行年度	新株予約権の割当てに際しての払込金額	新株予約権を行使することができる期間	個数	保有者数
取締役	平成19年度	1個当たり 581,269円	平成20年1月9日から 平成50年1月8日まで	205個	10名
	平成20年度	1個当たり 285,904円	平成20年10月7日から 平成50年10月6日まで	315個	11名
監査役	平成19年度	1個当たり 581,269円	平成20年1月9日から 平成50年1月8日まで	11個	1名

(注) 監査役保有分は、当該監査役が執行役員の地位にあったときに、交付されたものです。

3. 当該事業年度中に当社の従業員に対して交付した新株予約権の状況

- (1) **新株予約権の目的である株式の種類及び数**
普通株式232株（新株予約権1個につき1株）
- (2) **新株予約権の割当てに際しての払込金額**
1個当たり285,904円
- (3) **新株予約権の行使に際して出資される財産の価額**
1株当たり1円
- (4) **新株予約権を行使することができる期間**
平成20年10月7日から平成50年10月6日まで
- (5) **新株予約権の譲渡制限**
新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとします。
- (6) **新株予約権の行使の条件**
新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した場合に限り、新株予約権を行使できるものとします。
- (7) **当社の従業員への交付状況**
当社の執行役員（取締役である者を除く）14名に対して232個の新株予約権を交付いたしました。

IV. 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当	他の法人等の代表状況等
取 締 役 会 長	涌 井 洋 治		日本興亜損害保険株式会社 取締役
代表取締役 社 長	木 村 宏		
代表取締役 副 社 長	武 田 宗 高	コンプライアンス・財 務・食品事業担当	株式会社加ト吉 取締役
*代表取締役 副 社 長	住 川 雅 明	C S R・企画・人事・ 監査担当	
代表取締役 副 社 長	熊 倉 一 郎	たばこ事業本部長 兼 特機事業担当	JT International Holding B.V. Chairman & Managing Director
代表取締役 副 社 長	山 田 良 一	コミュニケーション・ 総務・法務担当	
取 締 役	大久保 憲 朗	医薬事業部長	ジェイティファーマアライア ンス株式会社 代表取締役社長
取 締 役	小 泉 光 臣	たばこ事業本部 マーケティング & セールズ責任者	
*取 締 役	古 谷 貞 雄	食品事業本部長	株式会社加ト吉 取締役
取 締 役	新 貝 康 司		JT International S.A. Executive Vice President
取 締 役 相 談 役	本 田 勝 彦		東京瓦斯株式会社 取締役
常勤監査役	立 石 久 雄		
*常勤監査役	塩 澤 義 介		
監 査 役	村 山 弘 義		弁護士
監 査 役	藤 田 太 寅		

(注) 1. 監査役のうち、立石久雄、村山弘義、藤田太寅の3氏は、社外監査役でありま
す。

2. 監査役 塩澤義介氏は、当社資金部長を務めるなど、財務及び会計に関する相
当程度の知見を有するものであります。

3. *印の取締役及び監査役は、平成20年6月24日付をもって新たに就任いたしま
した。

4. 代表取締役副社長 小幡一衛、取締役 岩井睦雄、常勤監査役 住川雅明の3
氏は平成20年6月24日付をもって退任いたしました。なお、住川雅明氏は、同
日付をもって代表取締役副社長に新たに就任いたしました。

5. 事業年度終了後における役員の異動
取締役の「担当」が、平成21年4月1日付をもって次のとおり変更となりまし
た。

代表取締役副社長 熊倉一郎 たばこ事業本部長

2. 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	取締役		監査役		計	
	員数	報酬等の額	員数	報酬等の額	員数	報酬等の額
基 本 報 酬	13名	395百万円	5名	88百万円	18名	483百万円
役 員 賞 与	8名	117百万円	—	—	8名	117百万円
ストックオプション報酬	11名	90百万円	—	—	11名	90百万円
計	—	602百万円	—	88百万円	—	690百万円

- (注) 1. 役員賞与は、支給予定の額を記載しております。
 2. スtockオプション報酬は、当該事業年度に支給したストックオプション報酬の総額を記載しております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 他の会社の社外役員の兼任状況

区 分	氏 名	兼任先会社名	役 職
監 査 役	村 山 弘 義	三菱電機株式会社	社外取締役
		株式会社うかい	社外監査役

(2) 各社外役員の当該事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
監 査 役	立 石 久 雄	当該事業年度に開催した24回の取締役会のうちすべてに出席し、また、19回の監査役会のうちすべてに出席し、適宜質問、発言を行うなど監査役としての職責を十分に果たしました。
	村 山 弘 義	当該事業年度に開催した24回の取締役会のうち21回に出席し、また、19回の監査役会のうちすべてに出席し、適宜質問、発言を行うなど監査役としての職責を十分に果たしました。
	藤 田 太 寅	当該事業年度に開催した24回の取締役会のうち23回に出席し、また、19回の監査役会のうちすべてに出席し、適宜質問、発言を行うなど監査役としての職責を十分に果たしました。

(3) 社外役員の報酬等の総額

区 分	社外監査役	
	員数	報酬等の額
基 本 報 酬	3 名	54百万円

V. 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称 監査法人トーマツ

2. 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 当社の当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 「公認会計士法」第2条第1項の監査業務に係る報酬等の額 262百万円

② 「公認会計士法」第2条第1項の監査業務以外の業務に係る報酬等の額 16百万円

(2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

369百万円

(注) 1. 当社と会計監査人監査法人トーマツとの間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社は会計監査人監査法人トーマツに対して、「公認会計士法」第2条第1項の業務以外の業務である財務報告に係る内部統制等に関するアドバイザリー業務及び英文財務諸表等のレビューを委託し、対価を支払っております。

3. 当社の重要な子会社のうち、JT International S.A. 及びGallaher Ltd. は、Deloitte & Touche LLPの監査を受けており、また、株式会社加ト吉は、太陽ASG有限責任監査法人の監査を受けており、いずれも当社の会計監査人である監査法人トーマツの監査は受けておりません。

3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、「会社法」第340条第1項各号に該当すると判断した場合など、会計監査人が継続してその職責を全うするうえで重要な疑義を抱く事象が発生した場合は、法令に定められた手続きに従って解任又は不再任を行うこととしております。

VI. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備について、次のとおり決議しております。

- (1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①コンプライアンス体制

コンプライアンス体制に係る規程に基づき、取締役及び従業員（以下、「役職員」とする）が法令、定款及び社会規範等を遵守した行動をとるための行動指針を定め、その徹底を図るため取締役会に直結する機関として外部専門家を加えたコンプライアンス委員会を設置し、会長がその委員長を務める。

また、コンプライアンス担当執行役員を定めコンプライアンス統括室を所管させ、これにより全社横断的な体制の整備・推進及び問題点の把握に努める。

コンプライアンス統括室は行動規範・行動指針を解説した「JTコンプライアンスマニュアル」を全役職員に配布するとともに、役職員を対象に各種研修等を通じて教育啓発活動を行うことによってコンプライアンスの実効性の向上に努める。

（内部通報体制）

当社の従業員等が法令違反の疑義がある行為等を発見した場合に備え、通報する体制として通報相談窓口を設置する。通報を受けたコンプライアンス統括室はその内容を調査し、必要な措置を講ずるとともに、担当部門と協議のうえ、全社的に再発防止策を実施する。重要な問題はコンプライアンス委員会に付議し、審議を求めることとする。

②財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法等に基づき、財務報告に係る内部統制システムを整備・運用するとともに、これを評価・報告する体制を適正な人員配置のもとに構築し、もって財務報告の信頼性の維持向上を図る。

③内部監査体制

監査部は、内部監査を所管し、事業活動の全般にわたる管理・運営の制度及び業務の遂行状況を合法性と合理性の観点から検討・評価し、会社財産の保全及び経営効率性の向上を図る。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①議事録の保存及び管理

株主総会及び取締役会の議事録については、法令に基づき適切に管理保存を行う。

また、経営会議の議事録については、経営会議規程等により、適切な文書の管理保存を行う。

②その他の情報の保存及び管理

重要な業務執行や契約の締結等の意思決定に係る情報については、責任権限規程に基づき責任部署及び保存管理責任を明らかにし、また、その意思決定手続・調達・経理処理上の管理に関する規程を定め、その保存管理を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①平常時のリスク評価・管理体制

金融・財務リスクに対しては、指針・規程・マニュアルを定めるとともに、四半期毎に財務責任者を通じて経営会議に報告を行う。

その他のリスクの把握・報告については、責任権限規程により定められた部門毎の責任権限に基づき、責任部署が事務局となって各種委員会等を設置して適切に管理を行うとともに、重要性に応じて、経営会議へ報告・付議する。

監査部には内部監査組織として必要な人員を配置し、他の業務執行組織から独立した客観的な視点で、重要性とリスクを考慮してグループ会社を含む社内管理体制を検討・評価し、社長に対して報告・提言を行うとともに、取締役会に対して報告を行う。

②有事の対応

危機管理及び災害対策について対応マニュアルを定め、危機や災害の発生時には事務局を経営企画部として緊急プロジェクト体制を立ち上げ、経営トップの指揮のもと、関係部門の緊密な連携により、迅速・適切に対処することができる体制を整える。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①取締役会

取締役会は、原則毎月1回の開催に加え、必要に応じ機動的に開催し、法令で定められた事項及び重要事項の決定を行うとともに、業務執行を監督する。

取締役会は、取締役から3月に1回以上業務執行の状況の報告を受ける。

②適切な権限委譲及び責任体制

経営会議は、社長及び社長の指名する者をもって構成し、取締役会に付議する事項のほか、業務全般にわたる経営方針及び基本計画に関する事項等を中心に、経営上の重要事項に関する審議を行う。

取締役会が任命する執行役員は、取締役会の決定する全社経営戦略等に基づき、各々の領域において委譲された権限のもと、適切な業務執行を行う。

組織及び職制については、組織職制規程により基本事項を定めるとともに、業務分担ガイダンスにより各部門の役割を明確に示し、業務の効率性柔軟性に資する運営を行う。

また、組織の責任及び権限については、業務執行上の責任部署を責任権限規程により定め、迅速な意思決定を行えるものとする。

(5) 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①JTグループのミッション

JTグループは、「自然・社会・人間の多様性に価値を認め、お客様に信頼される『JTならではのブランド』を生み出し、育て、高め続けていくこと」をJTグループミッションとして定め、グループ内で共有する。

②グループマネジメント

グループマネジメントポリシーに基づき、グループに共通する機能・規程等を定義し、グループマネジメントを行うことにより、JTグループ全体最適を図る。

コンプライアンス体制（通報体制を含む）、内部監査体制、財務管理体制等については、グループ企業と連携を図り、整備する。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する体制

①監査役室の設置

監査役の職務を支援する組織として、監査役室を置く。

②人員の配置

監査役室には、必要な人員を配置する。また、必要に応じ監査役会と協議のうえ人員配置体制の見直しを行う。

- (7) 前号の従業員の取締役からの独立性に関する事項

①監査役室所属の従業員の人事等

監査役室長の評価は監査役会が行い、その他の監査役室所属従業員の評価は、監査役会の助言のもと、監査役室長が行う。監査役室所属の従業員の異動・懲戒にあたっては、監査役会と事前に協議を行う。

②兼務の制限

監査役室所属の従業員には当社の業務執行に係る役職を兼務させない。

- (8) 取締役及び従業員が監査役会又は監査役に報告をするための体制その他の監査役会又は監査役への報告に関する体制

①監査役会への報告

取締役及び執行役員は、会社に著しい損害を及ぼす虞のある事実を発見した場合における当該事実について、監査役会に報告する。また、役職員は、計算書類等及び不正又は法令若しくは定款に違反する重大な事実を発見した場合における当該事実その他の会社の経営に関する重要な事項等について、監査役会に報告を行う。

②重要な会議への出席等

監査役は取締役会に加えその他の重要な会議に出席できる。

役職員は、監査役から重要な文書の閲覧、実地調査、報告を求められたときは、迅速かつ適切に対応する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査への協力、監査費用

取締役は監査役による監査に協力し、監査にかかる諸費用については、監査の実効を担保するべく予算を措置する。

②監査部・コンプライアンス統括室と監査役との連携

監査部及びコンプライアンス統括室は、監査役との間で情報意見交換を行い、連携をとる。

本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,095,682	流動負債	1,093,403
現金及び預金	164,957	支払手形及び買掛金	158,544
受取手形及び売掛金	290,068	短期借入金	113,231
有価証券	4,910	1年内償還予定の社債	190,363
商品及び製品	122,970	1年内返済予定の長期借入金	26,380
半製品	119,290	リース債務	5,512
仕掛品	6,561	未払金	62,824
原材料及び貯蔵品	215,334	未払たばこ税	172,986
繰延税金資産	29,675	未払たばこ特別税	10,470
その他	145,076	未払地方たばこ税	85,541
貸倒引当金	△ 3,162	未払法人税等	51,777
固定資産	2,784,121	繰延税金負債	2,915
有形固定資産	668,742	引当金	39,172
建物及び構築物	234,853	その他	173,683
機械装置及び運搬具	188,993	固定負債	1,162,111
工具、器具及び備品	62,422	社債	349,794
土地	147,219	長期借入金	299,563
建設仮勘定	35,253	リース債務	11,234
無形固定資産	1,831,843	繰延税金負債	110,389
のれん	1,453,961	退職給付引当金	259,145
商標権	347,372	役員退職慰労引当金	623
その他	30,509	債務保証損失引当金	695
投資その他の資産	283,534	その他	130,665
投資有価証券	90,230	負債合計	2,255,514
長期貸付金	9,190	(純資産の部)	
繰延税金資産	128,786	株主資本	1,986,810
その他	97,022	資本金	100,000
貸倒引当金	△ 41,695	資本剰余金	736,400
資産合計	3,879,803	利益剰余金	1,224,989
		自己株式	△ 74,578
		評価・換算差額等	△ 433,997
		その他有価証券評価差額金	8,437
		繰延ヘッジ損益	92
		海外連結子会社の年金債務調整額	△ 18,965
		為替換算調整勘定	△ 423,561
		新株予約権	364
		少数株主持分	71,109
		純資産合計	1,624,288
		負債純資産合計	3,879,803

連結損益計算書

〔自 平成20年4月1日〕
〔至 平成21年3月31日〕

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		6,832,307
売 上 原 価		5,554,398
売 上 総 利 益		1,277,908
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		914,102
営 業 利 益		363,806
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	10,104	
受 取 配 当 金	2,172	
そ の 他	18,059	30,335
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	51,356	
為 替 差 損	21,801	
た ば こ 災 害 援 助 金	768	
共 済 年 金 給 付 費 用	2,024	
そ の 他	10,604	86,555
経 常 利 益		307,586
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	46,461	
そ の 他	1,915	48,377
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	2,169	
固 定 資 産 除 却 損	11,505	
減 損 損 失	16,364	
事 業 構 造 強 化 費 用	24,363	
成 人 識 別 自 販 機 導 入 費 用	13,468	
そ の 他	25,947	93,819
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		262,143
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	126,732	
法 人 税 等 調 整 額	8,240	134,972
少 数 株 主 利 益		3,771
当 期 純 利 益		123,400

連結株主資本等変動計算書

〔自 平成20年4月1日〕
〔至 平成21年3月31日〕

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成20年3月31日 残高	100,000	736,400	1,344,490	△ 74,578	2,106,311
在外子会社の会計処理の変更に伴う増減			△ 193,658		△ 193,658
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△ 49,816		△ 49,816
当 期 純 利 益			123,400		123,400
連 結 範 囲 の 変 動			47		47
持分法の適用範囲の変動			525		525
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	74,157	—	74,157
平成21年3月31日 残高	100,000	736,400	1,224,989	△ 74,578	1,986,810

	評 価 ・ 換 算 差 額 等					新株予約権	少数株主分	純資産合計
	其他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	海外連結子会社の年金債務調整額(注)	為替換算調整勘定	評価・換算差額等合計			
平成20年3月31日 残高	21,338	219	△10,711	△41,085	△ 30,238	185	78,370	2,154,629
在外子会社の会計処理の変更に伴う増減								△193,658
連結会計年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当								△ 49,816
当 期 純 利 益								123,400
連 結 範 囲 の 変 動								47
持分法の適用範囲の変動								525
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△12,901	△127	△ 8,254	△382,475	△403,758	179	△ 7,260	△410,839
連結会計年度中の変動額合計	△12,901	△127	△ 8,254	△382,475	△403,758	179	△ 7,260	△336,682
平成21年3月31日 残高	8,437	92	△18,965	△423,561	△433,997	364	71,109	1,624,288

(注) 評価・換算差額等の「海外連結子会社の年金債務調整額」は、米国会計基準を適用している海外連結子会社において計上された未積立債務であります。

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数は274社であります。

主要な連結子会社は、TSネットワーク㈱、日本フィルター工業㈱、JT International S.A.、Gallaher Ltd.、鳥居薬品㈱、㈱加ト吉、㈱ジャパンビバレッジ、ジェイティ不動産㈱、㈱ジェイティ財務サービスであります。

また、ジェイティ飲料㈱、富士食品工業㈱等17社につきましては、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

前連結会計年度まで連結子会社であったジェイティダイニングサービス㈱等38社につきましては連結子会社との合併等により、また、Hans Continental Smallgoods Pty. Ltd.等3社につきましては、解散を前提とした事業整理等にかかる手続きを開始し、支配権を喪失したことにより、連結の範囲から除いております。また、㈱アドバンスサポートにつきましては、株式の売却により議決権が減少し、連結子会社から持分法適用の関連会社になっております。

非連結子会社については、いずれも小規模会社であり、その総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等それぞれの合計額は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社の数は22社であります。

主要な持分法適用の関連会社は、㈱ハブ、㈱エヌ・ティ・ティ・データ・ウェーブであります。

なお、前連結会計年度まで持分法適用の関連会社であった、シンワオックス㈱、R. J. Reynolds - Gallaher International Sarl等4社につきましては、持分比率が減少したこと等により、持分法適用の関連会社から除いております。持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、それぞれ連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除いております。

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、海外の連結子会社の決算日は主として12月31日であります。

また、連結計算書類の作成にあたっては、同決算日の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定して

おります。)

時価のないもの

主として移動平均法による原価法によっております。

② デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法によっております。

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

④ 重要な減価償却資産の減価償却方法

ア. 有形固定資産 (リース資産を除く)

主として定率法 (ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備を除く) については定額法) を採用しておりますが、一部の国内連結子会社では定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	38～50年
機械装置及び運搬具	10年

(追加情報)

当社及び国内連結子会社は、平成20年度の法人税法の改正を契機として資産の利用状況等を見直した結果、当連結会計年度より有形固定資産の耐用年数を変更しており、主たる機械装置のたばこ製造設備は8年から10年に耐用年数を変更しております。

なお、これによる当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響は軽微であります。

イ. 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

商標権	10年
-----	-----

ウ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、主として、リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法によっております。

(会計方針の変更)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・

リース取引については、前連結会計年度末における未経過リース料期末残高相当額（利息相当額控除後）を取得価額とし、期首に取得したもとしてリース資産に計上する方法によっております。

これによる当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響は軽微であります。

⑤ 重要な引当金の計上基準

ア. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して計上しております。

イ. 賞与引当金

従業員及び役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、実際支給見込基準により計上しております。

ウ. 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、主に各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理することとしております。

また、公的年金負担に要する費用のうち、昭和31年6月以前（公共企業体職員等共済組合法施行日前）の給付対象期間に係る共済年金給付の負担について、当該共済年金負担に係る負債額を算定し退職給付引当金に含めて計上しております。

エ. 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

オ. 債務保証損失引当金

債務保証に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態等について今後の見通しを勘案し、損失負担見込額を計上しております。

⑥ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は当連結会計年度の損益として処理しております。なお、海外の連結子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。

⑦ 重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合には振当処理によっております。

⑧ 海外連結子会社の会計処理基準

JT International S.A.他海外の連結子会社は、主として米国で一般に認められた会計処理基準を採用しております。このうち当社が採用している会計処理基準と相違している主なものは次のとおりであります。

ア. たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として先入先出法、総平均法による低価法によっております。

イ. 重要な減価償却資産の減価償却方法

有形固定資産……主として見積耐用年数による定額法によっております。

無形固定資産……商標権は主として20年間で均等償却しており、その他の無形固定資産は、見積耐用年数による定額法によっております。

ウ. 退職給付会計

退職給付債務と年金資産の公正価値との差額を連結貸借対照表上、資産又は負債として計上しております。退職給付費用として未だ認識されていない数理計算上の差異及び過去勤務債務については、税効果相当額控除後の金額により海外連結子会社の年金債務調整額として純資産の部の評価・換算差額等の区分に計上しております。

エ. デリバティブの処理方法

ヘッジ目的で通貨関連及び金利関連のデリバティブを利用しており、すべてのデリバティブは公正価額により、資産又は負債として認識し、その公正価額の変動は損益に計上しております。

(会計方針の変更)

当連結会計年度より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。

これにより、在外子会社で計上しているのれんの償却を実施したため、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ94,235百万円、期首利益剰余金は193,658百万円減少しており、また、在外子会社における米国会計基準変更に伴う会計方針の変更による計算書類の遡及修正額を損益とする修正により、当連結会計年度の税金等調整前当期純利益は911百万円減少しております。

⑨ 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(5) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(6) のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、実質的に償却年数を見積もり、その年数で償却することとしております。なお、償却年数は5年から20年であります。ただし、金額が僅少な場合は発生年度にその全額を償却しております。

(7) 表示方法の変更

- ① 前連結会計年度において、連結貸借対照表に「たな卸資産」として掲記していたものについては、当連結会計年度において「商品及び製品」（前連結会計年度138,870百万円）、「半製品」（前連結会計年度120,527百万円）、「仕掛品」（前連結会計年度7,938百万円）、「原材料及び貯蔵品」（前連結会計年度226,735百万円）、「流動資産の「その他」（前連結会計年度64,777百万円、当連結会計年度69,245百万円）として表示しております。
- ② 前連結会計年度において、連結貸借対照表の流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「リース債務」（前連結会計年度1,340百万円）及び固定負債の「その他」に含めて表示しておりました「リース債務」（前連結会計年度1,111百万円）は、重要性が増加したため、区分掲記しております。
- ③ 前連結会計年度において、連結損益計算書の特別損失に区分掲記しておりました「投資有価証券評価損」（当連結会計年度7,062百万円）は、重要性が減少したため、当連結会計年度においては特別損失の「その他」に含めて表示しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 942,782百万円

(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務

- ① 日本たばこ産業株式会社法第6条の規定により、会社の財産を社債の一般担保に供しております。

担保に係る債務の金額	国内普通社債	299,994百万円
------------	--------	------------

- ② 一部の連結子会社において担保に供している資産は11,467百万円であります。

担保に供している資産の内容及び金額

建物及び構築物	5,331百万円
土地	4,315百万円
その他	1,820百万円

また、担保に供している資産に対応する債務は9,353百万円であります。

担保に係る債務の金額	短期借入金及び長期借入金	8,673百万円
	その他	680百万円

(3) 保証債務

被保証者	保証金額	被保証債務の内容	
	百万円		
三豊ケーブルテレビ放送株	357	借入保証	357百万円
その他（3社）	351	借入保証	
計	709		

(4) 受取手形割引高

106百万円

3. 連結損益計算書に関する注記

- (1) 研究開発費は、総額47,296百万円であり、すべて一般管理費として計上しております。
- (2) 特別損失の「事業構造強化費用」は、事業構造強化施策に伴う費用であり、主なものは海外たばこ事業のフィリピン市場におけるライセンスビジネスの事業構造を変更したことに伴う費用、並びに国内及び海外たばこ事業の合理化費用であります。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	10,000	—	—	10,000
合計	10,000	—	—	10,000
自己株式				
普通株式	419	—	—	419
合計	419	—	—	419

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力 発生日
平成20年6月24日 定時株主総会	普通株式	24,908	2,600	平成20年 3月31日	平成20年 6月25日
平成20年10月30日 取締役会	普通株式	24,908	2,600	平成20年 9月30日	平成20年 12月1日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

平成21年6月23日開催の定時株主総会の議案として、次のとおり提案しております。

(議案)	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力 発生日
平成21年6月23日 定時株主総会	普通株式	26,824	利益 剰余金	2,800	平成21年 3月31日	平成21年 6月24日

(3) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

平成20年9月19日決議

新株予約権の数		547個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式	547株
新株予約権の行使時の1株当たりの払込金額		1円
新株予約権の行使期間	平成20年10月7日～平成50年10月6日	

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	55,717百万円
共済年金給付負担金	47,725百万円
繰越欠損金	42,855百万円
為替差損	26,558百万円
貸倒引当金	16,329百万円
その他	99,558百万円
繰延税金資産 小計	288,744百万円
評価性引当額	△ 64,919百万円
繰延税金資産 合計	223,824百万円
繰延税金負債	
圧縮記帳積立金	△ 32,360百万円
買収会計に関わる評価アップ	△ 73,387百万円
その他	△ 72,920百万円
繰延税金負債 合計	△178,668百万円
繰延税金資産の純額	45,156百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

国内の法定実効税率	40.35%
(調整)	
海外連結子会社の税率差異	△ 12.60%
損金不算入額	3.77%
のれん償却額	10.05%
評価性引当額	5.42%
海外連結子会社の法人所得税の不確実性	3.41%
その他	1.09%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	51.49%

6. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------------|-------------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 162,087円74銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 12,880円90銭 |
| (3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | 12,879円77銭 |

7. 有価証券に関する注記

- (1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
	百万円	百万円	百万円
国債・地方債等	600	600	0
合 計	600	600	0

- (2) その他有価証券で時価のあるもの

	取 得 原 価	連結貸借対照表計上額	差 額
	百万円	百万円	百万円
株 式	35,334	49,514	14,180
債 券	4,124	4,229	104
そ の 他	8,082	7,547	△ 535
合 計	47,541	61,291	13,749

8. 減損損失に関する注記

当連結会計年度において以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
首都圏	取壊予定の社宅等	建物及び構築物等	3,832
近畿圏	取壊予定の社宅等	建物及び構築物等	3,855
その他	取壊予定の社宅等	建物及び構築物等	8,677

当社グループは、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位にて資産のグルーピングを行っております。

認識した減損損失の太宗は、当連結会計年度において、社宅等に係る建物及び構築物について取壊の意思決定がなされたため、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し認識したものであり、その金額は11,993百万円であります。

なお、当該資産の回収可能価額は主に使用価値により算定しており、その価値を零としております。

9. デリバティブ取引に関する注記

(1) 通貨関連

区 分	取引の種類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市場取引 以外の取引	為替予約取引	百万円	百万円	百万円	百万円
	買 建	154,552	5,480	151,600	△2,952
	売 建	183,727	—	185,286	△1,558
	通貨スワップ取引				
	買 建	59,712	59,712	△ 242	△ 242
	売 建	3,148	2,220	287	287
合 計		—	—	—	△4,466

(注) 1. 時価の算定は、金融機関から提示された価格によっております。

2. 通貨スワップ取引（買建）の契約額等に計上している金額は、クーポンスワップ取引に係る想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(2) 金利関連

区 分	取引の種類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市場取引 以外の取引	金利スワップ取引	百万円	百万円	百万円	百万円
	受取固定・支払変動	72,283	32,856	2,811	2,811
	受取変動・支払固定	469	384	△ 5	△ 5
	金利キャップ取引				
	買 建	318,041	278,564	100	△1,503
合 計		—	—	—	1,302

(注) 時価の算定は、金融機関から提示された価格によっております。

10. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付関係

① 採用している退職給付制度の概要

当社及び国内連結子会社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度、確定給付企業年金制度等、及び確定拠出年金制度を採用しております。

また、海外連結子会社においても確定給付型の制度を採用しており、一部の海外連結子会社については、退職後医療給付制度も採用しております。

なお、従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

② 退職給付債務に関する事項

ア. 退職給付債務	△ 424,412百万円
イ. 年金資産	280,513百万円
ウ. 未積立退職給付債務（ア+イ）	△ 143,899百万円
エ. 未認識数理計算上の差異	44,996百万円
オ. 未認識過去勤務債務	6,203百万円
カ. 連結貸借対照表計上額純額（ウ+エ+オ）	△ 92,699百万円
キ. 海外連結子会社の年金債務調整額（注）2	△ 25,661百万円
ク. 前払年金費用	27,642百万円
ケ. その他流動負債（注）3	△ 5,136百万円
コ. 退職給付引当金（カ+キ+ク+ケ）（注）4	△ 140,866百万円

(注) 1. 一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

2. 「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記」の「(4) 会計処理基準に関する事項 ⑧ 海外連結子会社の会計処理基準 ウ. 退職給付会計」に記載のとおり、米国会計基準を適用している海外連結子会社において計上された未積立債務であります。連結貸借対照表及び連結株主資本等変動計算書においては、評価・換算差額等の「海外連結子会社の年金債務調整額」として記載しております。

3. 米国会計基準を適用している海外連結子会社において退職給付に係る債務の内、翌期の支払予測額が該当する退職給付制度に対応する年金資産を超過する部分について、その他流動負債に計上しております。

4. 「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記」の「(4) 会計処理基準に関する事項 ⑤ 重要な引当金の計上基準 ウ. 退職給付引当金」に記載のとおり、当社は共済年金給付負担に係る引当額を上記「コ. 」とは別に算定し、退職給付引当金に含めて計上しており、その金額は118,278百万円であります。

5. 当社の国内連結子会社の一部は複数事業主制度に加入しており、要拠出額は退職給付費用として処理しております。なお、当該複数事業主制度のうち、東京薬業厚生年金基金（総合型）に関する事項については、次のとおりです。

(イ) 制度全体の積立状況に関する事項 (平成20年3月31日現在)	
年金資産の額	415,832百万円
年金財政計算上の給付債務の額	497,473百万円
差引額	<u>△ 81,640百万円</u>

(ロ) 制度全体に占める当社グループの掛金拠出割合 (平成21年3月31日現在)
1.2%

③ 退職給付費用に関する事項

ア. 勤務費用 (注) 1	13,123百万円
イ. 利息費用	21,719百万円
ウ. 期待運用収益	△ 20,132百万円
エ. 数理計算上の差異の費用処理額 (注) 2	748百万円
オ. 過去勤務債務の費用処理額 (注) 2	1,255百万円
カ. 退職給付費用 (ア+イ+ウ+エ+オ)	<u>16,713百万円</u>

(注) 1. 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、「ア. 勤務費用」に計上しております。

2. 割増退職金、早期退職に伴い一時に費用処理した数理計算上の差異及び過去勤務債務の費用処理額を特別損失として2,722百万円計上しております。

3. 上記の他に確定拠出年金に係る要拠出額等を3,947百万円計上しております。

④ 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

ア. 退職給付見込額の期間配分方法	主として期間定額基準によっております。
イ. 割引率	主として2.5%であります。
ウ. 期待運用収益率	主として2.5%であります。
エ. 過去勤務債務の額の処理年数	主として10年であります。
オ. 数理計算上の差異の処理年数	主として10年であります。

(2) 共済年金給付関係

「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記」の「(4) 会計処理基準に関する事項 ⑤重要な引当金の計上基準 ウ. 退職給付引当金」に記載の共済年金給付負担に係る負債額の算定等に関する内容は以下のとおりであります。

① 共済年金給付負担に係る債務額に関する事項

ア. 共済年金給付負担に係る債務額 (注) 1	△ 116,889百万円
イ. 未認識数理計算上の差異 (注) 2	△ 1,388百万円
ウ. 共済年金給付負担に係る引当金 (ア+イ) (注) 3	<u>△ 118,278百万円</u>

(注) 1. 当社の公的年金負担に要する費用のうち、昭和31年6月以前の給付対象期間に係る共済年金給付の将来負担見込額の割引現在額であります。

2. 共済年金給付負担に係る債務額の数理計算に用いた見積数値と実績との差異等であります。

3. 連結貸借対照表上、退職給付引当金に含めて計上しております。

② 共済年金給付費用に関する事項

ア. 利息費用	1,918百万円
イ. 数理計算上の差異の費用処理額(注)	106百万円
ウ. 共済年金給付費用(ア+イ)	<u>2,024百万円</u>

(注) 数理計算上の差異の処理については、定額法により按分した額をそれぞれ発生
の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

③ 共済年金給付負担に係る債務額の計算の基礎に関する事項

ア. 割引率	1.5%
イ. 数理計算上の差異の処理年数	10年

11. 追加情報

- (1) 連結子会社であるカナダ法人JTI-Macdonald Corp. (以下、JTI-Mac社)は、ケベック州税庁より、当社によるRJRナビスコ社(以下、RJR社)からの米国以外のたばこ事業買収以前である平成2年から平成10年にかけて、たばこ密輸に関与したとして、平成16年8月11日、約13.6億カナダドル(約1,064億円)の即時支払いを求めた課税通知の送付を受けました。

JTI-Mac社が即時に、課税額を支払わなかった場合には、事業資産の差し押え等により、通常の事業運営を継続することが困難となる恐れがあったことから同年8月24日、オンタリオ州上級裁判所に“Companies’ Creditors Arrangement Act (CCAA: 企業債権者調整法)”の申請を行い、平成21年3月31日(当連結会計年度末)現在同法の適用下で事業資産が保全され、事業を継続しております。

なお、JTI-Mac社の当社グループ会社への債務の一部を履行するために、平成18年4月、当社の連結子会社であるオランダ法人JT International Holding B.V.は、同支払額相当の金融機関発行の信用状を、裁判所が指名したモニター(監督人)へ差し入れております。

JTI-Mac社が本件に関し何らかの損害及び費用を負担した場合には、平成11年における当社とRJR社との買収時の契約に基づき、当社は本件に関わる損害及び費用を、売り手側であるRJR社(現レイノルズアメリカン社他)に求償できる権利があると考えており、それを実行してまいります。

- (2) 連結子会社であるロシア法人ZA0 JTI Marketing and Sales (以下、JTI M&S社)は、平成16年7月、モスクワ税務署より、平成12年1月から同年12月の期間に係る未納分の税金(VAT等)、利息、加算税の合計で約24億ルーブル(約69億円)の追加支払いを命じる課税通知を受けました。

JTI M&S社は、当該課税通知が事実誤認に基づくものであるとして仲裁裁判所へ当該課税通知の無効確認を求める訴訟を提起しました。第一審、控訴審、破毀審では同社の請求は認められませんでした。平成18年4月、最高仲裁裁判所(監督審)は、それまでの下級審の判断を破棄し、本件を仲裁裁判所(第一審)に差し戻す判決を下しました。平成19年10月、仲裁裁判所(第一審)は、JTI M&S社の主張を認め、課税通知を無効とする判決を下し、平成20年2月に控訴仲裁裁判所(控訴審)、同年5月に管区仲裁裁判所(破毀審)は、ともに税務署側の上告を棄却し、同年10月に最高仲裁裁判所(監督審)は、本件の再審理を行わないことを決定し、JTI M&S社の勝訴が

確定しました。

- (3) 平成20年7月11日、連結子会社であるGallagher Group Ltd. (旧 Gallagher Group Plc)、Gallagher Ltd. (以下、Gallagher社等)及び英国公正取引庁 (Office of Fair Trading) との間で、当社による買収以前のGallagher社等における英国でのたばこ製品小売価格にかかる競争法違反の疑いについて、制裁金を支払うこと等を含む早期解決に向けた合意がなされた旨、英国公正取引庁により発表されました。

本件合意は、平成15年8月に、英国公正取引庁からGallagher社等に対して、英国たばこ製品市場における小売販売事業者との取引に関する調査開始の通知を受けていたものに関する事案であり、Gallagher社等は資料の提供等を行うなど、かかる調査に全面的に協力してきました。本件事案については、平成20年4月25日、英国公正取引庁から「Statement of Objections」(違反行為告知書)が発出されていたところですが、当社及びGallagher社等は、関係法令、事実関係等を総合的に勘案した結果、本件の早期解決に向け、本件合意にいたることが最善の策であると判断いたしました。

当社グループは、Gallagher Group Plc (現Gallagher Group Ltd.) の買収に伴い実施したパーチェス法による会計処理において、英国競争法に基づいて制裁金が課されるリスクを評価した上で、既に負債計上しており、当連結会計年度の連結貸借対照表上は流動負債及び固定負債に含めて表示しております。本件合意では英国公正取引庁の調査への協力が求められており、当該調査終了後、Gallagher社等に対する制裁金、約93百万スターリング・ポンド(約130億円)についても、最終的に決定される予定です。なお、本件合意の制裁金の支払金額で決定された場合、当該制裁金と負債計上額との差額、約71百万スターリング・ポンド(約100億円)につきましては、特別利益として計上する予定です。

本件合意の対象となった事案は、当社による買収前のGallagher社等における行為ではありますが、今回の英国公正取引庁からの指摘を重く受け取るとともに、今後とも、コンプライアンス体制の一層の強化に努めてまいります。

12. 重要な後発事象に関する注記

当社は、平成21年4月30日開催の取締役会において、盛岡工場、米子工場における製造を平成22年3月末に、小田原工場における製造を平成23年3月末に終了し、計3工場を廃止することを決定いたしました。

なお、本件が連結計算書類に及ぼす影響につきましては、現時点では未確定です。

13. 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	280,004	流動負債	591,159
現金及び預金	7,090	買掛金	13,592
売掛金	49,446	キャッシュ・マネージメント・システム短期借入金	184,123
商品及び製品	21,266	1年内償還予定の社債	150,000
半製品	118,789	1年内返済予定の長期借入金	20,200
仕掛品	3,706	リース債務	14,041
原材料及び貯蔵品	37,506	未払金	41,805
前渡金	195	未払たばこ税	45,357
前払費用	4,940	未払たばこ特別税	10,470
繰延税金資産	15,317	未払地方たばこ税	55,847
その他	21,918	未払法人税等	29,623
貸倒引当金	△ 175	未払消費税等	8,148
固定資産	2,577,325	賞与引当金	12,990
有形固定資産	338,571	その他の	4,959
建物	128,545	固定負債	420,726
構築物	3,839	社債	149,994
機械及び装置	66,122	長期借入金	60,560
車両運搬具	1,449	リース債務	8,404
工具、器具及び備品	30,754	退職給付引当金	191,264
土地	101,025	預り敷金及び保証金	8,567
建設仮勘定	6,833	長期未払金	1,937
無形固定資産	21,461	負債合計	1,011,886
のれん	5,156	(純資産の部)	
特許権	451	株主資本	1,837,372
商標権	4,904	資本金	100,000
ソフトウェア	10,639	資本剰余金	736,400
その他	309	資本準備金	736,400
投資その他の資産	2,217,293	利益剰余金	1,075,550
投資有価証券	39,893	利益準備金	18,776
関係会社株式	2,096,524	その他利益剰余金	1,056,773
関係会社出資金	782	圧縮記帳積立金	44,734
長期貸付金	7,294	圧縮記帳特別勘定	2,413
関係会社長期貸付金	1,212	別途積立金	916,300
長期前払費用	6,514	繰越利益剰余金	93,326
繰延税金資産	51,166	自己株式	△ 74,578
その他	21,619	評価・換算差額等	7,706
貸倒引当金	△ 7,715	その他有価証券評価差額金	7,627
資産合計	2,857,330	繰延ヘッジ損益	79
		新株予約権	364
		純資産合計	1,845,443
		負債純資産合計	2,857,330

損 益 計 算 書

〔自 平成20年 4月 1日〕
〔至 平成21年 3月 31日〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売 上 高		2,173,552
売 上 原 価		1,690,247
売 上 総 利 益		483,305
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		315,617
営 業 利 益		167,687
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	348	
受 取 配 当 金	3,616	
そ の 他	4,496	8,460
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,418	
社 債 利 息	4,700	
為 替 差 損	2,337	
た ば こ 災 害 援 助 金	768	
共 済 年 金 給 付 費 用	2,024	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	49	
そ の 他	2,648	15,947
経 常 利 益		160,200
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	45,580	
そ の 他	182	45,762
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	1,806	
固 定 資 産 除 却 損	10,119	
減 損 損 失	12,534	
事 業 譲 渡 損	9,863	
成 人 識 別 自 販 機 導 入 費 用	13,468	
そ の 他	10,997	58,791
税 引 前 当 期 純 利 益		147,172
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	52,588	
法 人 税 等 調 整 額	4,946	57,535
当 期 純 利 益		89,637

株主資本等変動計算書

〔自 平成20年 4月 1日〕
〔至 平成21年 3月 31日〕

(単位：百万円)

	株主資本										自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					利益剰余金 合計		
		資本 準備金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金							
					圧縮記帳 積立金	圧縮記帳 特別勘定	別途 積立金	繰越利益 剰余金				
平成20年 3月31日残高	100,000	736,400	736,400	18,776	46,180	3,833	836,300	130,639	1,035,729	△74,578	1,797,551	
事業年度中の変動額												
圧縮記帳積立金の繰入					5,415			△5,415	-		-	
圧縮記帳積立金の取崩					△6,862			6,862	-		-	
圧縮記帳特別勘定の繰入						2,413		△2,413	-		-	
圧縮記帳特別勘定の取崩						△3,833		3,833	-		-	
別途積立金の積立							80,000	△80,000	-		-	
剰余金の配当								△49,816	△49,816		△49,816	
当期純利益								89,637	89,637		89,637	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)												
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	△1,446	△1,419	80,000	△37,313	39,820	-	39,820	
平成21年 3月31日残高	100,000	736,400	736,400	18,776	44,734	2,413	916,300	93,326	1,075,550	△74,578	1,837,372	

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
平成20年3月31日残高	18,578	411	18,990	185	1,816,727
事業年度中の変動額					
圧縮記帳積立金の繰入					—
圧縮記帳積立金の取崩					—
圧縮記帳特別勘定の繰入					—
圧縮記帳特別勘定の取崩					—
別途積立金の積立					—
剰余金の配当					△ 49,816
当期純利益					89,637
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	△ 10,951	△ 331	△ 11,283	179	△ 11,104
事業年度中の変動額合計	△ 10,951	△ 331	△ 11,283	179	28,716
平成21年3月31日残高	7,627	79	7,706	364	1,845,443

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

(2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法によっております。

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

(4) 固定資産の減価償却方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物（建物附属設備を除く）	38～50年
機械及び装置	10年

（追加情報）

平成20年度の法人税法の改正を契機として資産の利用状況等を見直した結果、当事業年度より有形固定資産の耐用年数を変更しており、主たる機械及び装置のたばこ製造設備は8年から10年に耐用年数を変更しております。

なお、これにより、当事業年度の減価償却費は2,623百万円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ2,476百万円増加しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

のれん	5年
特許権	8年
商標権	10年
ソフトウェア	5年

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、主として、リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法によっております。

(会計方針の変更)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、前事業年度末における未経過リース料期末残高相当額(利息相当額控除後)を取得価額とし、期首に取得したものとしてリース資産に計上する方法によっております。

これによる当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益への影響は軽微であります。

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して計上しております。

② 賞与引当金

従業員及び役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、実際支給見込基準により計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

また、公的年金負担に要する費用のうち、昭和31年6月以前(公共企業体職員等共済組合法施行日前)の給付対象期間に係る共済年金給付の負担について、当該共済年金負担に係る負債額を算定し退職給付引当金に含めて計上しております。

(6) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は当事業年度の損益として処理しております。

(7) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合には振当処理に

よっております。

- (8) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
 (9) 表示方法の変更

前事業年度において、貸借対照表の投資その他の資産の「その他」に含めて表示しておりました「長期貸付金」（前事業年度310百万円）は、重要性が増したため区分掲記しております。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	35,314百万円
長期金銭債権	1,212百万円
短期金銭債務	216,671百万円
長期金銭債務	15,156百万円

- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 648,110百万円

- (3) 日本たばこ産業株式会社法第6条の規定により、会社の財産を社債の一般担保に供しております。

担保に係る債務の金額	国内普通社債	299,994百万円
------------	--------	------------

- (4) 保証債務

被保証者	保証金額	被保証債務の内容
	百万円	
JTI (UK) Finance PLC	255,176	社債保証 外貨建による保証 255,176百万円 (1,348百万ユーロ) (569百万英ポンド)
JT International Holding B.V.	231,434	借入保証 外貨建による保証 231,434百万円 (1,149百万英ポンド) (450百万米ドル) (202百万ユーロ)
JT International Germany GmbH	15,338	借入保証 外貨建による保証 15,338百万円 (118百万ユーロ)
JT International S.A.	13,797	借入保証 外貨建による保証 13,797百万円 (64百万スイスフラン) (50百万スロベニアトラー) (44百万ユーロ) (25百万米ドル) (0百万チュニジアディナール)
備ジェイティ財務サービス	13,000	借入保証 13,000百万円
JTI Polska sp. z. o. o.	12,442	借入保証 外貨建による保証 12,442百万円 (453百万ポーランドズロチ)
その他 (44社)	68,048	借入保証
計	609,237	

- (5) 取締役及び監査役に対する金銭債務

長期金銭債務	269百万円
--------	--------

- (6) 「キャッシュ・マネージメント・システム短期借入金」は、当社グループにおいて国内グループ会社を対象としたキャッシュ・マネージメント・システムを統括して

いる(株)ジェイティ財務サービス（連結子会社）からの資金の借入であります。

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

売上高	115,977百万円
仕入高	100,782百万円
販売費及び一般管理費	68,252百万円
営業取引以外の取引高	63,884百万円

(2) 研究開発費は、総額41,895百万円であり、すべて一般管理費として計上しておりません。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式 数 (千株)	当事業年度 減少株式 数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)
自己株式				
普通株式	419	—	—	419
合計	419	—	—	419

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	29,449百万円
共済年金給付負担金	47,725百万円
固定資産減損損失	5,258百万円
賞与引当金	5,241百万円
その他	25,125百万円
繰延税金資産 小計	112,800百万円
評価性引当額	△ 2,768百万円
繰延税金資産 合計	110,031百万円

繰延税金負債

圧縮記帳積立金	△ 30,260百万円
その他	△ 13,287百万円
繰延税金負債 合計	△ 43,547百万円
繰延税金資産の純額	66,484百万円

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額		科目	期末残高
					資金の返済	資金の借入		
子会社	㈱ジェイティ財務サービス	所有直接 100%	資金の借入リース取引	資金の借入（注1）	百万円 2,342,429	百万円 2,291,433	キャッシュ・マネージメント・システム短期借入金	百万円 184,123

属性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	JTI (UK) Finance PLC	所有間接100%	債務保証	債務保証（注2）	百万円 255,176	—	—
	JT International Holding B.V.	所有間接100%	債務保証	債務保証（注2）	231,434	—	—
	㈱加ト吉	所有直接100%	事業譲渡	事業譲渡（注3） 譲渡資産 譲渡負債 評価差額 譲渡対価 譲渡損失	37,128 31 232 27,000 9,863	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）借入金利については、市場金利を参考に決定しております。

（注2）債務保証は社債及び銀行借入に対し行ったものであり、保証額等に基づき算定した保証料を受け取っております。

（注3）事業譲渡については、加工食品事業を譲渡したものであり、当社の算定した対価に基づき交渉の上、決定しております。

（追加情報）

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------------|-------------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 192,595円36銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 9,356円60銭 |
| (3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | 9,355円78銭 |

8. 有価証券に関する注記

その他有価証券で時価のあるもの

	取 得 原 価	貸借対照表計上額	差 額
	百万円	百万円	百万円
株 式	22,773	34,238	11,464
債 券	73	81	7
そ の 他	3,232	2,857	△375
合 計	26,080	37,177	11,096

9. 減損損失に関する注記

当事業年度において以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
首都圏	取壊予定の社宅等	建物及び構築物等	3,803
近畿圏	取壊予定の社宅等	建物及び構築物等	1,940
その他	取壊予定の社宅等	建物及び構築物等	6,791

当社は、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位にて資産のグルーピングを行っております。

認識した減損損失の太宗は、当事業年度において、社宅等に係る建物及び構築物について取壊の意思決定がなされたため、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し認識したものであり、その金額は11,993百万円であります。

なお、当該資産の回収可能価額は主に使用価値により算定しており、その価値を零としております。

10. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付関係

① 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度、確定給付企業年金制度、及び確定拠出年金制度を採用しております。

なお、従業員の退職等に際して、退職給付会計基準に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

② 退職給付債務に関する事項

ア. 退職給付債務	△ 158,059百万円
イ. 年金資産	<u>85,541百万円</u>
ウ. 未積立退職給付債務 (ア+イ)	△ 72,517百万円
エ. 未認識数理計算上の差異	12,861百万円
オ. 未認識過去勤務債務	<u>6,378百万円</u>
カ. 貸借対照表計上額総額 (ウ+エ+オ)	△ 53,278百万円
キ. 前払年金費用	<u>19,707百万円</u>
ク. 退職給付引当金 (カーキ) (注)	<u>△ 72,985百万円</u>

(注) 「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(5) 引当金の計上基準 ③退職給付引当金」に記載のとおり、当社は共済年金給付負担に係る引当額を上記「ク.」とは別に算定し、退職給付引当金に含めて計上しており、その金額は118,278百万円であります。

③ 退職給付費用に関する事項

ア. 勤務費用	4,654百万円
イ. 利息費用	4,060百万円
ウ. 期待運用収益	△ 2,589百万円
エ. 数理計算上の差異の費用処理額	87百万円
オ. 過去勤務債務の費用処理額	<u>1,251百万円</u>
カ. 退職給付費用 (ア+イ+ウ+エ+オ)	<u>7,465百万円</u>

(注) 上記の他に確定拠出年金に係る要拠出額等を計上しており、その金額は1,821百万円であります。

④ 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

ア. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
イ. 割引率	2.5%
ウ. 期待運用収益率	2.5%
エ. 過去勤務債務の額の処理年数	10年
オ. 数理計算上の差異の処理年数	10年

(2) 共済年金給付関係

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(5) 引当金の計上基準 ③退職給付引当金」に記載の共済年金給付負担に係る負債額の算定等に関する内容は以下のとおりであります。

① 共済年金給付負担に係る債務額に関する事項

ア. 共済年金給付負担に係る債務額 (注) 1	△ 116,889百万円
イ. 未認識数理計算上の差異 (注) 2	<u>△ 1,388百万円</u>
ウ. 共済年金給付負担に係る引当金 (ア+イ) (注) 3	<u>△ 118,278百万円</u>

(注) 1. 当社の公的年金負担に要する費用のうち、昭和31年6月以前の給付対象期間に係る共済年金給付の将来負担見込額の割引現在額であります。
 2. 共済年金給付負担に係る債務額の数理計算に用いた見積数値と実績との差異等であります。
 3. 貸借対照表上、退職給付引当金に含めて計上しております。

② 共済年金給付費用に関する事項

ア. 利息費用	1,918百万円
イ. 数理計算上の差異の費用処理額(注)	106百万円
ウ. 共済年金給付費用(ア+イ)	<u>2,024百万円</u>

(注) 数理計算上の差異の処理については、定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

③ 共済年金給付負担に係る債務額の計算の基礎に関する事項

ア. 割引率	1.5%
イ. 数理計算上の差異の処理年数	10年

11. 重要な後発事象に関する注記

当社は、平成21年4月30日開催の取締役会において、盛岡工場、米子工場における製造を平成22年3月末に、小田原工場における製造を平成23年3月末に終了し、計3工場を廃止することを決定いたしました。

なお、本件が計算書類に及ぼす影響につきましては、現時点では未確定です。

12. 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成21年5月1日

日本たばこ産業株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	五十嵐 達朗	Ⓜ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	桃木 秀一	Ⓜ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	飯塚 智	Ⓜ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本たばこ産業株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本たばこ産業株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

追加情報(1)に記載のとおり、連結子会社であるカナダ法人JTI-Macdonald Corp. は、平成16年8月11日にケベック州税庁より約13.6億カナダドル(約1,064億円)の課税通知の送付を受け、同年8月24日にオンタリオ州上級裁判所に「Companies' Creditors Arrangement Act(企業債権者調整法)」の申請を行い、平成21年3月31日現在同法の適用下で事業資産が保全され、事業を継続している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成21年5月1日

日本たばこ産業株式会社
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	五十嵐 達 朗	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	桃 木 秀 一	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	飯 塚 智	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本たばこ産業株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

当監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な書類を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年5月7日

日本たばこ産業株式会社 監査役会

常勤監査役 立石久雄 (印)

常勤監査役 塩澤義介 (印)

監査役 村山弘義 (印)

監査役 藤田太寅 (印)

(注) 常勤監査役立石久雄、監査役村山弘義及び監査役藤田太寅は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

第24期の期末配当につきましては、将来に向けた企業体質強化等を勘案しつつ、株主の皆様への利益還元を図るため、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金2,800円 総額 26,824,224,000円
なお、昨年12月に中間配当金として2,600円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき5,400円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成21年6月24日

2. 剰余金のその他の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 39,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 39,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」といいます。）が平成21年1月5日（以下「施行日」といいます。）に施行され、いわゆる株券の電子化が実施されたことに伴い、次のとおり変更するものであります。

- (1) 「決済合理化法」附則第6条第1項の規定により、「施行日」において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされております。これに伴い、株券の発行について定めた規定（定款第8条）を削除し、あわせて株券に関する文言の削除を行うものであります。
- (2) 「決済合理化法」附則第2条の規定により、「施行日」において「株券等の保管及び振替に関する法律」（昭和59年法律第30号）が廃止されました。これに伴い、実質株主及び実質株主名簿に関する文言の削除を行うものであります。
- (3) 「施行日」の翌日から1年間は、「会社法」（平成17年法律第86号）の規定により、株券喪失登録簿を作成し、備え置かなければならないため、附則に所要の規定を設けるものであります。
- (4) 以上の変更に伴い、条数の繰り上げ等所要の整備を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<u>（株券）</u> <u>第8条 本公司は、株式に係る株券を発行する。</u>	（削除）

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 本会社の<u>株券の種類並びに株主名簿</u>（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿への記載又は記録、株券の再発行その他の株式及び新株予約権に関する手続き及び手数料は、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第8条 本会社の株式及び新株予約権に関する手続き及び手数料は、<u>法令及び本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>
<p>(住所等の届出)</p> <p>第10条 <u>株主（実質株主を含む。以下同じ。）及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、その氏名、住所及び印鑑を本会社に届け出なければならない。</u>これらに変更があったときも、同様とする。</p> <p>2 外国に居住する株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、日本国内に仮住所又は代理人を定め、本会社に届け出なければならない。これらに変更があったときも、同様とする。</p> <p>3 第1項の規定は、前項の代理人に準用する。</p> <p>4 第1項から第3項までの届出をしない者に対しては、そのために生じた損害について、本会社はその責に任じない。</p>	<p>(住所等の届出)</p> <p>第9条 <u>株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、その氏名又は名称及び住所を本会社に届け出なければならない。</u>これらに変更があったときも、同様とする。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>4 (現行どおり)</p>
<p>(基準日)</p> <p>第11条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 本会社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会が定めて公告する。</p>	<p>(基準日)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>3 本会社の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、本会社においては取扱わない。</p> <p>第13条～第30条（条文省略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>3 本会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成及び備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、本会社においては取扱わない。</p> <p>第12条～第29条（現行どおり）</p> <p>附 則</p> <p>第1条 本会社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、本会社においては取扱わない。</p> <p>第2条 前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条及び本条を削るものとする。</p>

第3号議案 取締役1名選任の件

取締役熊倉一郎、山田良一、本田勝彦の3氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任されます。つきましては、その補欠として、取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
志水 雅一 (昭和28年4月22日生)	昭和52年4月 日本専売公社入社 平成10年4月 当社たばこ事業本部原料部長 平成11年9月 当社資金部長 平成13年7月 当社臨時制度対策室長 平成16年7月 当社総務部長 平成17年6月 当社執行役員 コミュニケーション責任者 平成19年6月 当社常務執行役員 コミュニケーション責任者 現在に至る	51株

(注) 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役村山弘義氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任されます。つきましては、その補欠として、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
上田 廣一 (昭和18年12月17日生)	昭和42年4月 司法修習生 昭和44年4月 検事任官 平成18年6月 東京高等検察庁検事長 平成18年12月 定年退官 平成19年1月 弁護士登録 平成19年4月 明治大学法科大学院特任教授 現在に至る 平成21年1月 株式会社整理回収機構代表取締役 平成21年3月 同社代表取締役社長 現在に至る	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 上田廣一氏は、社外監査役の候補者であります。
3. 上田廣一氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏は法曹界における豊富な経験と幅広い識見から、当社の社外監査役に適任であると総合的に判断したためであります。
4. 上田廣一氏は、平成19年7月以降、当社コンプライアンス委員会外部委員として、当社から委嘱料を受けております。

以 上

メ モ

メ モ

メ モ

メ モ

メ モ

メ モ

第24回定時株主総会会場ご案内図

会 場 東京都港区芝公園三丁目3番1号
東京プリンスホテル



下車駅	J R山手線・京浜東北線 モノレール	}	浜松町駅下車（北口）徒歩10分
	都営地下鉄三田線		御成門駅下車（A1）徒歩1分
	都営地下鉄浅草線	}	大門駅下車（A6）徒歩7分
	都営地下鉄大江戸線		神谷町駅下車（1番）徒歩10分
	東京メトロ日比谷線		

お願い：当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。